

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽原子力発電所 保安規定）【8】
2. 日時：令和2年5月12日 13時30分～15時25分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※…TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

義崎管理官補佐、皆川主任安全審査官、宮本主任安全審査官*、角谷安全審査官*、照井安全審査官*、桐原調整係長

実用炉監視部門

平田上席監視指導官（BWR班）※

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力運営管理部 保安管理G マネージャー 他19名※

5. 要旨

- (1) 東京電力ホールディングス株式会社から、令和2年3月30日に提出された柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の内容について、令和2年5月8日の提出資料に基づき説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。
 - 外部火災発生時の予防散水に関する教育訓練に関して、実際の消火訓練に係る記載を不要とする理由を備考欄に追記すること。
 - 格納容器内の火災感知器を原子炉停止時に全数取り替える旨明記すること。また、同火災感知器の定期事業者検査中の取扱いについて、添付2への追記を検討すること。
 - 防災安全GMが火災発生時の原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として策定する「計画」と火災防護計画との違いを説明すること。
 - 原子炉建屋の負圧維持に係るブローアウトパネルの閉止手順に関するAOT内の作業完了の判断基準について、手動によるものとするのか、閉止装置の使用を許容するのか明確にすること。
- (3) 東京電力ホールディングス株式会社から、了解した旨の回答があった。

6. その他

関係資料：なし